



第15期 報告書

平成28年4月1日 ▶ 平成29年3月31日

富士石油株式会社

証券コード：5017

第15回 定時株主総会 招集ご通知添付書類

目次

事業報告	… 2
Ⅰ 企業集団の現況に関する事項	… 2
Ⅱ 会社の株式に関する事項	…11
Ⅲ 会社役員に関する事項	…12
Ⅳ 会計監査人の状況	…16
Ⅴ 業務の適正を確保するための体制 及びその運用状況に関する事項	…17
連結貸借対照表	…22
連結損益計算書	…23
連結株主資本等変動計算書	…24
連結注記表	…25
貸借対照表	…30
損益計算書	…31
株主資本等変動計算書	…32
個別注記表	…33
連結計算書類に係る 会計監査人の監査報告書謄本	…38
会計監査人の監査報告書謄本	…39
監査役会の監査報告書謄本	…40

株主の皆様へ

株主の皆様には平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに当期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の事業の概況等につきご報告申し上げます。

平成29年6月



取締役社長

柴生田 敦夫

事業報告（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

<事業環境>

期初1バレル36ドル台で始まったドバイ原油価格は、OPECにおける減産合意の可能性を探る展開の中で徐々に上昇傾向を辿りました。そして、11月末のOPEC総会で減産が正式に合意され、非OPEC産油国もこれに協調する動きを示したことから12月には50ドルを超えました。その後、減産が概ね遵守されていることが確認された2月には、期中最高値となる55ドルを付けましたが、3月に入ると、シェールオイルの生産拡大により、米国の原油在庫が記録的な水準まで増加したことから下落に転じ、3月末は約50ドルとなりました。この結果、期中平均では前期を1.4ドル上回る約47ドルになりました。

一方、期初1ドル112円台で始まった外国為替相場は、110円前後のレンジ相場が続いた後、6月には英国のEU離脱及び米国の景気悪化懸念等からリスク回避的に円が買われ、円高が進みました。その後しばらくは概ね100円から105円台の間で推移しましたが、11月に米国大統領選挙でトランプ候補が勝利すると、その経済政策への期待から日米金利差が拡大したことでドル高が進み、一時118円を超える水準となりました。しかし、その後はトランプ政権の政策実現能力に対して懐疑的な見方が台頭したこともあり、3月末には112円台となりました。この結果、期中平均では前期より約12円の円高となる約108円となりました。

石油製品の国内需要につきましては、ガソリンは小売価格の下落やゴールデンウィークの行楽需要が好調といった好要因はあったものの、乗用車の燃費改善等による構造的な需要減退が続いていること、また軽油は物流合理化に伴う貨物輸送量減少の影響等から、ともに前期を若干下回りました。一方で、灯油は暖冬であった前期と比較し気温が低く推移したことから前期を上回りました。電力用C重油は発電用燃料の石炭・LNGへの転換が進んだことから前期を下回り、燃料油総量では前期比98.0%の需要となりました。

<連結業績>

このような事業環境のもと、当期の連結業績につきましては、売上高は、小規模定期修理を実施した前期に比べ販売数量の増加があったものの、原油価格（円貨）の下落を受け販売価格が下落したことなどにより、前期を59億円下回る4,195億円となりました。

損益につきましては、在庫影響（総平均法及び簿価切下げによるたな卸資産の評価が売上原価に与える影響）が75億円の原価押し下げ要因（前期は130億円の原価押し上げ要因）となり、また、前期の小規模定期修理の影響の解消等により、営業損益は前期と比較して277億円改善し、189億円の利益となりました。経常損益は、前期と比較して276億円改善し、181億円の利益となりました。

この結果、親会社株主に帰属する当期純損益は、前期と比較して249億円改善し、155億円の利益となりました。

なお、当期の在庫影響を除いた実質ベースの損益は、アスファルトピッチの採算改善や発電設備新設によるコスト削減効果、更には前期の小規模定期修理の影響の解消等により、営業利益相当額は113億円（前期比70億円増加）、経常利益相当額は105億円（前期比69億円増加）となりました。

<事業経過>

（生産状況）

袖ヶ浦製油所におきましては、当期の製品生産量は、小規模定期修理を実施した前期に比べ5.6%増となる8,132千キロリットルとなりました。

なお、安全・安定操業に努めるとともに、高度化した精製設備の機動的な活用により、最適な製品バランスを指向した運転を実施し、常圧蒸留装置の稼働率は95.6%となりました。

（単位：千キロリットル）

区 分	当 期	前 期	対前期比 (%)
原 油 処 理 量	7,934	7,639	103.9
半 製 品 繰 入 量	540	396	136.4
原 料 合 計	8,474	8,035	105.5
製 品 生 産 合 計	8,132	7,701	105.6

(販売状況)

当社の当期における石油製品及び石油化学製品等の販売数量は、小規模定期修理を実施した前期に比べ5.0%の増加となる8,299千キロリットルとなりました。

油種別では、ガソリンは前期比5.5%、ナフサは同25.7%、ベンゼン・キシレンは同17.4%の増加となりました。

また、電力用C重油も、国内需要は減少したものの、季節要因等による増出荷要請に対応した結果、同28.5%の増加となりました。

(単位：千キロリットル)

油種	当期	前期	対前期比 (%)
ガソリン	2,144	2,032	105.5
ナフサ	291	231	125.7
ジェット燃料	724	830	87.3
灯油	498	479	104.1
軽油	1,574	1,700	92.6
A重油	366	288	127.3
C重油	638	510	125.0
(内、電力用)	(567)	(441)	(128.5)
ベンゼン・キシレン	526	448	117.4
その他	1,539	1,385	111.1
販売合計	8,299	7,902	105.0

(安定供給、安全・環境対策)

当社では、「エネルギーの安定供給」、「安全の確保と地球環境の保全」を主要な企業理念に掲げ、日頃より全社をあげて種々の対策に取り組んでおります。

○エネルギーの安定供給

巨大地震等に対する事業継続計画（BCP）を策定し、これに基づく社内教育・訓練等を実施するとともに、入出荷設備等の耐震補強、移動式非常用発電機の整備等、非常時においてもエネルギーの安定供給を確保できる体制作りを進めております。

○安全・環境対策

袖ヶ浦製油所では災害発生防止のため、安全点検、補修、安全教育、設備や非正常作業に対するリスクアセスメントを日々実施しており、大量の危険物等を取り扱って

いる企業としての自覚と責任を持って、全社一丸となった各種の安全活動に取り組んでおります。

また、環境負荷低減につきましては、省エネルギー投資と省エネルギー活動による温室効果ガス排出量の削減、産業廃棄物の減量化と再資源化に努めるとともに、バイオガソリンをはじめ低硫黄化したガソリン・軽油等環境に配慮した製品の供給に取り組んでおります。

(設備能力の変更)

エネルギー供給構造高度化法二次告示では、残油処理装置の装備率改善が求められておりましたが、当社としては同装備率算定式の分母となる、常圧蒸留装置能力（日量14万3千バレル）を据え置いた上で、分子となる分解装置能力を増強することで対応することといたしました。

具体的には、平成29年3月末付けにて袖ヶ浦製油所における減圧残油熱分解装置（ユリカ装置）の設備能力を日量3千バレル増強し、日量33千バレルに変更したほか、平成29年6月末付けにて第2流動接触分解装置の設備能力を日量3千バレル増強し、日量24千バレルに変更する予定です。本分解装置能力増強は、今後見込まれる重油需要の減少等需要構造変化への対応として有益であり、当社の競争力強化に資するものであります。

また、大幅な用役コストの削減とアスファルトピッチの付加価値向上を実現し、収益基盤のより一層の改善を目指して、現在工事を進めているアスファルトピッチ焚きボイラー・タービン発電設備（ASP-BTG）は、平成29年7月に運転を開始する予定です。

(グループの動き)

当期における、当社連結子会社の主な活動は以下のとおりです。

シンガポールに本拠を置くPetro Progress Pte Ltd.は、当社の重要な海外拠点として、引き続き、原油及び石油製品の調達、販売等の営業活動を行っております。

2. 設備投資の状況

当期は、製油所施設等に172億63百万円の設備投資を行い、これらの投資資金は借入金及び自己資金等により賄いました。

3. 資金調達の状況

当期の金融機関からの資金調達の状況は以下の表のとおりであります。原油価格上昇に伴う在庫資金の増加及び設備投資に伴う長期借入金の増加等により、有利子負債残高は前期末比で239億70百万円増加し1,270億73百万円となりました。

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期増減	当期末残高
長期借入金	57,944	7,681	65,626
短期借入金	45,158	16,288	61,447
計	103,102	23,970	127,073

(注) 長期借入金の当期末残高には1年以内返済予定額158億48百万円を含んでおります。

4. 対処すべき課題

当社は、平成29年5月に、平成29～32年度の4年間を対象とする第二次中期事業計画を発表しました。

石油製品の内需減少傾向が継続するなど、石油産業を取り巻く事業環境はより一層厳しさを増しており、また、平成32年には船舶燃料油の硫黄分規制が強化されるなど需要構造の不確実性も高まっています。

こうした事業環境認識のもと、当社としては、アスファルトピッチ焚きボイラー・タービン発電設備（ASP-BTG）や分解装置の能力増強により、原油価格等の市況変動及び需要構造変化に対し、従来以上に対応力を高めた袖ヶ浦製油所を、柔軟且つ機動的に運営することにより、一段の競争力強化を図ってまいります。

その上で、国内のみならずアジア新興諸国をはじめ海外における事業機会を確実に捉えていくことなどにより、収益の安定拡大及び企業価値向上を目指します。

かかる基本方針のもと、第二次中期事業計画においては、以下に掲げた経営課題に対し積極的な取り組みを図ってまいります。

- (1) 袖ヶ浦製油所の稼働信頼性の維持・強化
 - 安全・安定操業を前提とした運転管理・設備保全の一段の効率化、高稼働維持
 - 技術の伝承・向上、高度な技術力・保安力を有する人財の育成
 - IoT等先進技術を活用した取り組みの強化
- (2) 高付加価値化・コスト競争力強化
 - 超重質原油の受入・貯蔵設備の拡充等による原料油の更なる低廉化
 - 分解能力の増強、化成品等高付加価値製品の増産・多様化による付加価値の最大化
 - ASP-BTGの最適・最大運用による大幅な精製コストの低減とエネルギー効率の改善
 - 省エネルギー諸施策実施、総経費の合理化等による一層のコスト削減と環境負荷低減
- (3) 輸出対応力強化
 - 国内屈指の大型棧橋を中核とした輸出設備の能力増強・機動性の強化
 - 海外拠点の体制強化、海外で活躍できる人財の育成
- (4) 新規事業展開の検討
 - 袖ヶ浦製油所の事業基盤を活用した新事業展開の検討
 - 事業ポートフォリオの多角化に向けた検討

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第12期	第13期	第14期	第15期
	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで
売上高 (百万円)	702,942	666,179	425,522	419,530
経常利益 (百万円)	△10,112	△18,624	△9,546	18,102
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	△11,897	△18,109	△9,409	15,503
1株当たり当期純利益	△154円39銭	△234円99銭	△122円10銭	201円19銭
総資産 (百万円)	380,242	287,889	232,889	288,418
純資産 (百万円)	75,347	58,351	47,482	62,816

(注) 1. 表中の△は損失を表しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しています。

3. 各連結会計年度の主な変動要因は次のとおりです。

第12期…石油下流事業において、原油価格の上昇に伴い販売価格は上昇したものの、大規模定期修理実施に伴い販売数量は減少し、売上高は前期を下回りました。また、石油製品のマージンが大幅に縮小したことにより、収益が前期に比し悪化したことに加え、石油上流事業において2プロジェクトからの撤退に係る特別損失を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失の計上となりました。

第13期…原油価格の下落を反映した販売価格の下落により売上高は前期を下回りました。また、期中における原油価格の著しい下落に伴い、在庫影響が原価押し上げ要因になった一方で、円安の進展に伴う保有外貨建資産の為替差益拡大に加え持分法による投資利益の増加等から営業外損益の改善があったものの、親会社株主に帰属する当期純損失の計上となりました。

第14期…小規模定期修理実施や原油価格の下落を反映した販売価格の下落により売上高は前期を下回りました。また、期中における原油価格の下落に伴い、在庫影響が原価押し上げ要因になり、円高の進展に伴う保有外貨建資産の為替差損が拡大した一方で、持分法による投資利益の増加等から営業外損益は改善したものの、親会社株主に帰属する当期純損失の計上となりました。

第15期…前記「I 企業集団の現況に関する事項 1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりです。

6. 重要な子会社の状況（平成29年3月31日現在）

会社名	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
富士石油販売株式会社	100 <small>百万円</small>	100.0	石油製品の販売・納入代行、保険代理店業務
富士臨海株式会社	10 <small>百万円</small>	85.0	海上防災、原油・石油製品の出入荷、産業廃棄物収集運搬、太陽光発電
富士タンカー株式会社	50 <small>百万円</small>	100.0	原油タンカーの備配船
東京石油興業株式会社	120 <small>百万円</small>	(100.0)	道路舗装用アスファルト合材の製造・販売及び道路舗装材等を対象とする産業廃棄物処理
アラビア石油株式会社	100 <small>百万円</small>	100.0	石油開発プロジェクトの資産管理等
日本オイルエンジニアリング株式会社	600 <small>百万円</small>	(100.0)	石油開発精製のエンジニアリング、石油諸施設のメンテナンス資機材の調達・輸出入
株式会社ペトロプログレス	100 <small>百万円</small>	100.0	原油・石油製品の調達、販売、委託精製
Petro Progress Pte Ltd. [ペトロ・プログレス・ピーティーイー・リミテッド]	34 <small>百万シンガポールドル</small> 733 <small>千米ドル</small>	(100.0)	海外における原油・石油製品の調達、販売、委託精製

(注) 1. () は、当社の間接出資比率であります。

- アラビア石油株式会社は、平成28年4月1日付でコスモエネルギー開発株式会社より日本オイルエンジニアリング株式会社の株式120,000株を買い取り、同日、同社を完全子会社としました。その結果、当社の同社に対する議決権の所有割合は、同日付で、間接所有100%となっております。
- 当社は平成29年4月1日付で富士タンカー株式会社を吸収合併し、同日、同社は消滅しました。

7. 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

石油の精製・貯蔵・調達・売買、原油・石油製品等の輸送・入出荷

8. 主要な事業所 (平成29年3月31日現在)

当	社	本	社	東京都品川区
		袖ケ浦製油所		千葉県袖ケ浦市
富士石油販売株式会社	本	社		東京都品川区
富士臨海株式会社	本	社		千葉県袖ケ浦市
富士タンカー株式会社	本	社		東京都品川区
東京石油興業株式会社	本	社		東京都品川区
アラビア石油株式会社	本	社		東京都品川区
日本オイルエンジニアリング株式会社	本	社		東京都中央区
株式会社ペトロプロGRESS	本	社		東京都品川区
Petro Progress Pte Ltd.	本	社		シンガポール

9. 従業員の状況 (平成29年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
650名	7名減

10. 主要な借入先及び借入額 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入金残額
株式会社みずほ銀行	25,847
株式会社日本政策投資銀行	20,014
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	16,166
株式会社三井住友銀行	15,892
三菱UFJ信託銀行株式会社	11,032
三井住友信託銀行株式会社	10,841

II 会社の株式に関する事項 (平成29年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 78,183,677株
 (3) 株主数 10,519名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	持株比率 (%)
東京電力フュエル & パワー株式会社	6,839.9	8.85
ク ウ ェ ー ト 石 油 公 社	5,811.3	7.52
サ ウ ジ ア ラ ビ ア 王 国 政 府	5,811.3	7.52
昭 和 シ ェ ル 石 油 株 式 会 社	5,144.0	6.66
住 友 化 学 株 式 会 社	5,051.6	6.54
GOVERNMENT OF NORWAY	3,305.9	4.28
日 本 郵 船 株 式 会 社	2,750.8	3.56
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC / HENDERSON HHF SICAV	2,609.0	3.37
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,288.1	2.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,935.8	2.50

(注) 1. 持株比率は発行済株式総数から自己株式 (966.1千株) を除いて計算しています。
 2. 持株数につきましては、単元未満の株式を切り捨てて表示しています。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
関 屋 文 雄	代表取締役 会長	株式会社ペトロプログレス取締役
柴 生 田 敦 夫	代表取締役 社長	株式会社ペトロプログレス取締役
渡 辺 光 司	専務取締役	袖ヶ浦製油所長
猪 股 淳	専務取締役	生産管理部・安全環境室担当
加 納 望	常務取締役	総務部・経理部担当
清 水 正 孝 (注4)	取締役(社外) 〈独立役員〉	
小 林 正 幸	取締役(社外)	昭和シェル石油株式会社執行役員石油事業COO (注6) 西部石油株式会社取締役 (注11) 東亜石油株式会社取締役 (注11) 昭和四日市石油株式会社取締役 (注11)
高 尾 剛 正	取締役(社外)	住友化学株式会社顧問 (注7) 稲畑産業株式会社取締役(社外) (注11)
ムハンマド・ファハド (注4)	取締役(社外) 〈独立役員〉	サウジアラビア王国政府 (注8) エネルギー・産業・鉱物資源省法務局法務監督官
ナビール・ブルスリー	取締役(社外)	クウェート石油公社 (注9) 海外販売担当マネージング・ダイレクター
小 竹 潤	取締役	企画部担当
八 木 克 典	取締役	袖ヶ浦製油所副所長(製造部担当)兼 製造部長 富士臨海株式会社取締役
山 本 重 人	取締役	業務部担当 兼 業務部長 富士石油販売株式会社取締役 富士タンカー株式会社代表取締役 株式会社ペトロプログレス代表取締役社長 Petro Progress Pte Ltd. Director
荒 井 隆 男	常勤監査役	富士石油販売株式会社監査役 富士タンカー株式会社監査役 株式会社ペトロプログレス監査役
山 脇 康 (注4)	監査役(社外) 〈独立役員〉	日本郵船株式会社アドバイザー (注10)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
井上 毅 (註4・5)	監査役(社外) 〈独立役員〉	株式会社価値総合研究所代表取締役社長 (註11) 株式会社日本経済研究所代表取締役社長 (註11) トピー工業株式会社取締役(社外)(註11) 三菱製紙株式会社監査役(社外)(註11)
野崎 茂 (註4・5)	監査役(社外) 〈独立役員〉	

(注) 1. 当事業年度中の取締役の就任は以下のとおりです。

- ・平成28年6月28日開催の第14回定時株主総会において、ナビール・ブルスリー氏は取締役に新たに選任され、就任しました。
- 2. 当事業年度中の取締役及び監査役の重要な兼職の異動は以下のとおりです。
 - ・取締役小林正幸氏は、平成29年3月31日開催の昭和四日市石油株式会社定時株主総会において同社取締役に新たに選任され、就任しました。
 - ・監査役井上毅氏は、期初においては株式会社日本経済研究所取締役であったところ、平成28年6月16日開催の同社取締役会において同社代表取締役社長に選定され、就任しました。また、同氏は、平成28年6月23日開催のトピー工業株式会社定時株主総会において同社取締役に新たに選任され、就任しました。
 - ・監査役野崎茂氏は、平成28年6月27日開催の住友金属鉱山株式会社定時株主総会終結の時をもって同社監査役を任期満了により退任しました。
- 3. 当事業年度末日後の取締役及び監査役の重要な兼職の異動は以下のとおりです。
 - ・平成29年4月1日付で当社が富士タンカー株式会社を吸収合併したため、取締役山本重人氏は同社代表取締役に、また、監査役荒井隆男氏は同社監査役を、それぞれ退任しました。
- 4. 取締役清水正孝氏、ムハンマド・ファハド氏、監査役山脇康氏、井上毅氏、野崎茂氏につきましては、当社の定める独立性判断基準を満たしており、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出をいたします。当社の独立性判断基準は下記12をご参照ください。
- 5. 監査役井上毅氏、野崎茂氏は、長年にわたり金融機関における業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
- 6. 昭和シェル石油株式会社は、当社株式5,144.0千株(持株比率6.66%)を保有する株主であり、当社とは原油・石油製品の売買等の取引関係があります。
- 7. 住友化学株式会社は、当社株式5,051.6千株(持株比率6.54%)を保有する株主であり、当社とは石油化学製品の販売等の取引関係があります。
- 8. サウジアラビア王国政府は、当社株式5,811.3千株(持株比率7.52%)を保有する株主です。
- 9. クウェート石油公社は、当社株式5,811.3千株(持株比率7.52%)を保有する株主であり、当社とは原油の購入等の取引関係があります。
- 10. 日本郵船株式会社は、当社株式2,750.8千株(持株比率3.56%)を保有する株主であり、当社とは原油タンカー・備船等の取引関係があります。
- 11. 当社と西部石油株式会社、東亜石油株式会社、昭和四日市石油株式会社、稲畑産業株式会社、株式会社価値総合研究所、株式会社日本経済研究所、トピー工業株式会社及び三菱製紙株式会社との間には、いずれも開示すべき特段の取引関係はありません。
- 12. 当社の独立性判断基準は以下のとおりです。

当社の社外役員本人又は近親者(配偶者、二親等内の親族又は同居の親族)が、現在又は就任前1年間において、次のいずれかの項目に該当する場合、当該社外役員は独立性に欠けると判断される。

 - ① 社外役員本人について
 - a) 主要な取引先 直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、当社との取引額が、当社又は取引先の連結売上高の2%を超える取引先又はその業務執行者
 - b) 会計監査人 当社又は当社グループ企業の会計監査人である監査法人に所属する者
 - c) 弁護士等の専門家 直近に終了した事業年度において、当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の支払いを得ている弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等(当該報酬を得ている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者)

- d) 主要な借入先 直近に終了した事業年度末における当社の借入額が、当社又は借入先の連結総資産の2%超の借入先又はその業務執行者
- e) その他利害関係者 直近に終了した事業年度において、当社から年間1,000万円以上の寄付・融資等を受領した者（当該寄付・融資等を受領した者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- f) 大株主 直近に終了した事業年度末において、当社の議決権の10%以上を保有する株主又はその業務執行者
- g) 相互派遣 直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、役員相互派遣企業の業務執行者
- ② 社外役員の子親者について
- a) 上記①のa)～g)のいずれかに該当する者
- b) 当社又は当社グループ企業の役員

2. 当事業年度中に退任した取締役の氏名等

氏名	退任時の地位	退任時の重要な兼職の状況	退任年月日 (退任理由)
イマッド・アブドゥルカリーム	取締役（社外）	クウェート石油公社 マーケティング担当上級職員	平成28年4月21日 (辞任)

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	支給額
取締役	14名	261百万円
監査役	4名	45百万円

- (注) 1. 上記には平成28年4月21日付で退任した取締役1名を含んでおります。
2. 上記のうち、社外役員9名の報酬等の総額は36百万円です。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況及び重要な兼職先と当社との関係

12ページの「Ⅲ 1. 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

(2) 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席の状況	取締役会・監査役会における発言の状況
清水正孝 (社外取締役) <独立役員>	取締役会100%	エネルギー産業における経営者としての経験と実績に基づき、取締役会を始めとした場で、業務執行に対する助言を行いました。
小林正幸 (社外取締役)	取締役会 75%	エネルギー産業における経営者としての経験と実績に基づき、取締役会を始めとした場で、業務執行に対する助言を行いました。
高尾剛正 (社外取締役)	取締役会100%	素材産業における経営者としての経験と実績に基づき、取締役会を始めとした場で、業務執行に対する助言を行いました。
ムハンマド・ファハド (社外取締役) <独立役員>	取締役会100%	中東産油国の政府機関における経験と知識に基づき、取締役会を始めとした場で、業務執行に対する助言を行いました。
ナビール・ブルスリー (社外取締役)	取締役会100%	中東産油国の国営石油会社における経験と知識に基づき、取締役会を始めとした場で、業務執行に対する助言を行いました。
山脇康 (社外監査役) <独立役員>	取締役会100% 監査役会100%	会社経営者としての経験と見識を活かし、取締役会及び監査役会を始めとした場で、業務執行を監査する観点から質問し、意見を述べました。
井上毅 (社外監査役) <独立役員>	取締役会100% 監査役会100%	金融機関における経験と財務及び会計に関する知見並びに本邦主要会社における取締役・監査役としての経験と見識を活かし、取締役会及び監査役会を始めとした場で、業務執行を監査する観点から質問し、意見を述べました。
野崎茂 (社外監査役) <独立役員>	取締役会100% 監査役会100%	金融機関における経験と財務及び会計に関する知見並びに本邦資源開発会社における監査役としての経験と見識を活かし、取締役会及び監査役会を始めとした場で、業務執行を監査する観点から質問し、意見を述べました。

(注) 社外取締役ナビール・ブルスリー氏につきましては、平成28年6月28日就任後の状況を記載しております。

IV 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	84百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	—
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	94百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の内容、前年度の監査実績の検証と評価、及び報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査し、報酬見積額は、過年度実績額並びに同業界内及び他業界各社における報酬額水準との比較の上でも適正なものであると認め、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しています。
3. 当社の重要な子会社のうち、Petro Progress Pte Ltd.は、当社の会計監査人以外の者による監査を受けています。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において解任した旨と解任の理由を報告します。

また、会計監査人が継続してその職務を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当該決定に基づき、取締役会が当該議案を株主総会に付議します。

V 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況に関する事項

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は会社法第362条第5項に従い、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針を以下のとおり定めています。

(1) 当社取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「企業行動憲章」を制定し、当社が適用を受ける国内外の法令、定款及び諸規程の遵守を徹底するとともに、取締役会において法令遵守体制及び内部統制システムの整備方針、計画を決定し、運用する。

社外取締役を継続して選任することにより、取締役の職務執行の監督機能の維持、向上を図る。

当社監査役は、取締役と独立した立場から、内部統制システムの整備、運用状況を含め、当社取締役の職務執行を監査する。

(2) 当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

① 当社取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程、常勤役員会規程、決裁規程、文書規程等に基づき、担当部署において、各種議事録、稟議書、伺書その他の重要文書として記録、保存、管理するとともに、事後に閲覧可能とする。

その記録、保存、管理状況については、当社の内部監査を担当する部署が内部監査に関する規程に基づき監査を実施し、その結果を定期的に当社取締役会及び監査役会に報告する。

② 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼすリスクを総合的に認識し、評価する仕組みを整備するとともに、リスク管理に関連する諸規程を整備し、平時における事前予防体制を整備する。

巨大地震や感染症の流行等の不測の事態に対応すべく事業継続計画（BCP）を策定し、日頃より維持管理に努める。

重大な損失の発生が予測される場合には、当該部署の担当役員が当社代表取締役社長に報告の上、当社取締役会・常勤役員会等における検討を経て必要な対応策を講ずる。不測の事態が発生した場合には、速やかに緊急対策本部を設置する。

リスク管理体制の整備・運用状況については、当社の内部監査を担当する部署が内部監査に関する規程に基づき監査を実施し、その結果を定期的に当社取締役会及び監査役会に報告する。

③当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社取締役会は、経営の基本方針、法令・定款に定められた事項その他経営に関する重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督する。

当社の常勤取締役・常勤監査役により構成される常勤役員会では、取締役会の決定に従い、経営全般に亙る情報を共有するとともに、各事業部門が実施すべき具体的な施策を定め、効率的な職務執行を行うための決議を行う。

各担当部署は、常勤役員会における決議に基づく管掌・担当取締役からの指示を受け、職務分掌と権限規程を始めとする関連諸規程に基づき、効率的に職務を執行し、その業績を管掌・担当取締役及び取締役会に報告する。

各担当部署からの報告を受け、当社常勤役員会は、各事業部門が実施すべき具体的な施策を見直し、効率的な職務執行体制を改善するために必要な措置を行う。

④当社使用人及び当社子会社・関連会社（以下「当社子会社等」）役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「企業行動憲章」を制定し、当社及び当社子会社等が適用を受ける国内外の法令、定款及び諸規程の遵守を徹底するとともに、当社使用人並びに当社子会社等役職員に対し啓発活動を推進する。

法令・規則に反した行為等に関する相談・通報を受けるための窓口として「ヘルプライン」を当社本社内及び当社顧問弁護士事務所に設置する。ヘルプラインを通じた報告・通報については、当社のヘルプライン担当部署がその内容を調査し、関連部門と再発防止策を協議の上、再発防止策を実施するとともに、その内容を当社取締役会及び監査役会に報告する。

当社使用人並びに当社子会社等の役職員の職務執行の適法性及び適正については、当社の内部監査を担当する部署が内部監査に関する規程に基づき監査を実施し、その結果を定期的に当社取締役会及び監査役会に報告する。

⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための下記体制

イ. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ロ. 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ハ. 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社子会社等の管理に関する諸規程に基づき、当社子会社等における職務執行に関し、その損失の危険の管理及び効率性並びにその他の重要事項について、当社子会社等が当社に報告すべき事項及び承認を求めべき事項を明確にし、当社の担当部署と当社子会社等との間の情報交換を緊密にし、当該部署を通じて当社子会社等の管理を徹底する。

当社子会社等全体における業務の適正については、当社の内部監査を担当する部署が内部監査に関する規程に基づき監査を実施し、その結果を定期的に当社取締役会及び監査役会に報告する。

⑥当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び、当該使用人の当社取締役からの独立性に関する事項、並びに、当社監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社監査役の職務を補助すべき部署を設置し、必要な人員を配置する。その分掌業務については、監査役の意見を聴取して決定する。

当社監査役の職務を補助すべき部署のスタッフは、もっぱら当社監査役の指揮・命令に服する。当該部署のスタッフの人事異動、考課については、あらかじめ当社監査役会の同意を得るものとする。

⑦当社監査役への報告に関する下記体制

イ. 当社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制

ロ. 当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人、並びに、当社子会社等の取締役・監査役及び使用人は、定期的或いは当社各監査役の要請に応じて随時、必要な報告を行う。また、これらの者から報告を受けた者は、速やかに当社監査役に報告しなければならない。報告事項には以下のものを含む。

- － 法令遵守、リスク管理、内部統制に関する事項を含め、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに職務執行の状況及び結果
- － 当社又は当社子会社等に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合はその事実
- － 情報開示書類の内容
- － ヘルプラインによる相談内容
- － その他コンプライアンス上重要な事項

⑧当社監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社取締役は、当社使用人並びに当社子会社等の取締役・監査役及び使用人で当社監査役に上記報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることのないよう、関連諸規程にその旨を明確に定めなければならない。

⑨当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社取締役は、当社監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理が、当社監査役の職務執行を妨げることなく適切に行われるよう協力する。

⑩当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を開催する。

当社取締役は、当社監査役の職務の適切な遂行のため、当社監査役と当社使用人並びに当社子会社等の取締役・監査役及び使用人との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力する。

当社取締役は、当社監査役が必要と認めた重要な取引先の調査に協力する。

当社取締役は、当社監査役が必要に応じ、公認会計士、弁護士等の外部専門家から助言を受けられるよう協力する。

(平成27年3月改定)

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1)コンプライアンスに対する取組みの状況

「企業倫理推進規程」に基づき、総務部担当取締役を委員長、当社各部門長及び子会社の企業倫理担当者を委員とする企業倫理委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス意識のさらなる向上のため、重要事項の審議・検討、周知徹底を図っています。

当期においては、同委員会を3回開催し、同委員会にて設定した具体的な年間重点目標に基づき、年2回の講演会を実施したほか、コンプライアンスに対する意識及び知識の向上を目的として、当社全役職員を対象にeラーニングを実施するなど、各種のコンプライアンス活動に取り組みました。また、3月には企業倫理年次総会を開催し、当社及び子会社の1年間の活動状況と次年度の活動計画を各社の社長が報告しました。

また、当社本社内及び当社顧問弁護士事務所に設置しているヘルプラインの仕組みや機能について繰り返し周知・説明を行い、従業員へのより一層の浸透を図りました。

(2)損失の危険の管理に対する取組みの状況

「リスク管理規程」に基づき、当社グループの各部門は、担当する業務に内在するリスクを網羅的に洗い出し、当該リスクが顕在化した場合に想定される損害の種類、規模及び発生可能性に基づきリスクを評価し、対応策を定めております。

また、内部監査担当部署は、監査計画に基づき、当期において当社の5部署のリスク管理体制に関して監査を行うとともに、全部署を対象とした2回のリスク評価アンケートを実施し、それらの結果を取締役会及び監査役会に報告しました。

また、巨大地震等の災害発生時においても、石油製品の安定供給を確保すべく、事業継続計画（BCP）訓練を実施しました。本訓練を通じて、BCPの見直しとさらなる改善に取り組むとともに、緊急時における即時対応力の向上を図っております。

(3)職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

取締役会は、高い見識と幅広い見地を有する5名の社外取締役と3名の社外監査役からの助言や経営的視点を取り入れ、経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、取締役相互の職務執行の監督を行いました。

また、常勤取締役・常勤監査役により構成される常勤役員会を定期的かつ機動的に開催し、事業運営に関わる情報の共有化を図るとともに取締役会への付議事項及び各事業部門が実施すべき施策の審議・決定を行いました。

(4)当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

「関係会社管理規程」に基づき、当社の関係会社を管理する担当部署は、各関係会社毎の管理基準を作成し、それにより各関係会社が当社に報告を要する事項及び承認を要する事項を定めるとともに、必要に応じてヒアリングを実施するなど、緊密な情報交換のもとで関係会社管理を行っています。

また、内部監査担当部署は、監査計画に基づき、当期において1社の関係会社を監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告しました。

(5)監査役監査の実効性確保に対する取組みの状況

当社監査役は、取締役会や常勤役員会への出席を通じて、取締役との相互の意思疎通を図るとともに、各事業部門へのヒアリングを通じて、幅広い情報共有を行っています。

また、会計監査人、内部監査担当部署及び子会社監査役との定期的な情報交換を行い、適切な監査業務の遂行を図っております。

(本事業報告中に記載の金額は表示単位未満を切り捨てて表示しています。)

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	149,879	流 動 負 債	155,583
現金及び預金	13,592	買掛金	30,594
受取手形及び売掛金	51,261	短期借入金	61,447
有価証券	100	1年内返済予定の長期借入金	15,848
たな卸資産	74,931	未払金	21,778
未収入金	6,796	未払揮発油税	18,647
繰延税金資産	242	未払法人税等	2,665
その他	2,954	その他	4,602
固 定 資 産	138,538	固 定 負 債	70,018
有形固定資産	103,047	長期借入金	49,778
建物及び構築物	10,175	繰延税金負債	9,259
油槽	3,958	退職給付に係る負債	2,924
機械装置及び運搬具	18,216	役員退職慰労引当金	19
土地	51,660	特別修繕引当金	1,963
建設仮勘定	18,793	修繕引当金	5,812
その他	242	その他	260
無形固定資産	599	負 債 合 計	225,601
ソフトウェア	462	純 資 産 の 部	
その他	136	株 主 資 本	63,771
投資その他の資産	34,892	資本剰余金	24,467
投資有価証券	17,130	資本剰余金	30,396
長期貸付金	874	利益剰余金	10,339
長期未収入金	16,828	自己株式	△1,431
その他	519	その他の包括利益累計額	△1,135
貸倒引当金	△460	その他有価証券評価差額金	111
資 産 合 計	288,418	土地再評価差額金	1
		為替換算調整勘定	△1,067
		退職給付に係る調整累計額	△181
		非支配株主持分	180
		純 資 産 合 計	62,816
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	288,418

連 結 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
高 価 上 原 利 益		419,530
上 原 利 益		396,822
上 総 利 益		22,707
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,767
営 業 利 益		18,940
営 業 外 収 益		2,422
受 取 利 息	40	
受 取 配 当 金	199	
為 替 差 益	261	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	1,397	
タ ン ク 賃 貸 料	204	
そ の 他	318	
営 業 外 費 用		3,259
支 払 利 息	1,971	
タ ン ク 賃 借 料	236	
そ の 他	1,052	
経 常 利 益		18,102
特 別 利 益		9
固 定 資 産 売 却 益	7	
国 庫 補 助 金 収 入	1	
特 別 損 失		166
固 定 資 産 除 却 損	156	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	7	
減 損 損 失	3	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		17,945
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		2,381
法 人 税 等 調 整 額		39
当 期 純 利 益		15,523
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		20
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		15,503

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	24,467	41,469	△16,227	△1,431	48,277
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			15,503		15,503
欠 損 填 補		△11,072	11,072		—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）			△9		△9
連結会計年度中の変動額合計	—	△11,072	26,567	—	15,494
当 期 末 残 高	24,467	30,396	10,339	△1,431	63,771

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計
当 期 首 残 高	△172	1	△605	△304	△1,081
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益					
欠 損 填 補					
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	283	0	△461	123	△54
連結会計年度中の変動額合計	283	0	△461	123	△54
当 期 末 残 高	111	1	△1,067	△181	△1,135

	非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	286	47,482
連結会計年度中の変動額		
親会社株主に帰属する当期純利益		15,503
欠 損 填 補		—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△105	△169
連結会計年度中の変動額合計	△105	15,334
当 期 末 残 高	180	62,816

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 8社
 連結子会社の名称 富士石油販売(株)、富士臨海(株)、富士タンカー(株)、東京石油興業(株)、アラビ
 ア石油(株)、日本オイルエンジニアリング(株)、(株)ペトロプログレス、Petro
 Progress Pte Ltd.

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び会社等の名称

持分法適用の関連会社の数 2社
 持分法適用の関連会社の名称 Aramo Shipping (Singapore) Pte Ltd.、東海工機(株)

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数及び会社等の名称

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数 2社
 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称 共同ターミナル(株)、京葉シーバース(株)
 持分法を適用しない理由 当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそ
 れぞれの合計額はいずれも僅少であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼ
 していないためである。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっている。

評価方法はそれぞれ次の方法を採用している。

商品・製品・原材料 ……………総平均法
 貯蔵品 ……………移動平均法

② 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの ……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法によ
 り処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの ……………移動平均法による原価法

③ デリバティブ ……………時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

機械装置のうち石油化学製品製造装置については定率法を採用し、その他の有形固定資産については主として定
 額法を採用している。なお、主な耐用年数は次のとおりである。

建物及び構築物 2～60年
 油槽 10～15年
 機械装置 2～17年

② 無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法による。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上している。

② 修繕引当金

定期修理を要する機械装置の定期修理費用については、当該定期修理費用の支出見込み額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上している。

③ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

④ 特別修繕引当金

消防法により定期開放点検が義務づけられている油槽に係る点検修理費用について、当該点検修理費用の支出見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上している。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理している。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。

ただし、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を採用している。また、金利スワップ取引のうち、特例処理の要件を満たす取引については、当該特例処理を採用している。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

③ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

イ 工場財団

担保資産

建物及び構築物	9,484百万円
油槽	3,958百万円
機械装置及び運搬具	17,827百万円
土地	48,952百万円
小計	80,222百万円

上記に対応する債務

長期借入金	58,826百万円
（うち一年内返済予定分）	15,248百万円
計	58,826百万円

ロ その他

担保資産

たな卸資産	65,033百万円
小計	65,033百万円

上記に対応する債務

短期借入金	16,166百万円
計	16,166百万円

2.	有形固定資産の減価償却累計額	273,852百万円
3.	直接減額による圧縮記帳額	
	国庫助成金により取得価額から控除した額	
	建物及び構築物	374百万円
	油槽	148百万円
	機械装置及び運搬具	1,026百万円
	その他	128百万円
	ソフトウェア	41百万円
	保険差益により取得価額から控除した額	
	機械装置及び運搬具	128百万円
4.	保証債務	
	従業員または連結子会社以外の会社の下記の債務に対して債務保証を行っている。	
	従業員（持家）	
	金融機関からの借入債務	21百万円
	バイオマス燃料供給有限責任事業組合	
	当座貸越約定、輸入消費税の延納、信用状取引約定	1,336百万円
	上記の他、当社の関係会社の造船契約に係る債務支払いの一部に対して、当社が保証を行っており、保証の上限金額は4,688百万円となっている。決算日時点で当該関係会社が債務計上している金額はない。	

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(1)	発行済株式	
	発行済株式の種類	普通株式
	当連結会計年度期首株式数	78,183,677株
	当連結会計年度増加株式数	—
	当連結会計年度減少株式数	—
	当連結会計年度末株式数	78,183,677株
(2)	自己株式	
	自己株式の種類	普通株式
	当連結会計年度期首自己株式数	1,121,132株
	当連結会計年度増加自己株式数	—
	当連結会計年度減少自己株式数	—
	当連結会計年度末自己株式数	1,121,132株

2. 配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	617百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	8円
基準日	平成29年3月31日
効力発生日	平成29年6月29日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資を短期的な預金等で運用し、また設備投資資金や運転資金を銀行等金融機関からの借入により調達している。

売掛金は、顧客の信用リスク、為替の変動リスクに晒されているが、一部の外貨建てのものは為替予約取引を利用してヘッジしている。

有価証券及び投資有価証券は、主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。買掛金及び未払金は短期間で決済されるものであり、一部の外貨建てのものは為替予約取引を利用してヘッジしている。

借入金の使途は、短期借入金は主に原油等の輸入に係る運転資金の調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達である。借入金の金利変動リスクは、一部の契約において金利スワップ取引を利用してヘッジしている。なお、デリバティブ取引の執行・管理については、取引と管理に関する権限・限度額等を定めた社内規程に基づき行っている。

当期の連結決算日現在における営業債権のうち58.0%が特定の大口顧客に対するものである。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていない（注2）を参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	13,592	13,592	—
(2) 受取手形及び売掛金	51,261	51,261	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,996	1,996	—
(4) 未収入金	6,796	6,796	—
(5) 長期貸付金 貸倒引当金（*）	874 △413		
	461	461	—
(6) 長期未収入金	16,828	16,928	100
資産計	90,937	91,037	100
(1) 買掛金	30,594	30,594	—
(2) 短期借入金	61,447	61,447	—
(3) 未払金	21,778	21,778	—
(4) 未払揮発油税	18,647	18,647	—
(5) 未払法人税等	2,665	2,665	—
(6) 長期借入金	65,626	66,170	543
負債計	200,759	201,303	543

（*）長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(4) 未収入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。
- (3) 有価証券及び投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は満期までの期間に対応する利率により割り引いた現在価値によっている。
- (5) 長期貸付金
貸付先の信用リスクを加味した利率により時価を算定している。また、貸倒懸念債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としている。
- (6) 長期未収入金
長期未収入金の時価については、回収可能性を反映した受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定している。

負債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払揮発油税、(5) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。
- (6) 長期借入金
長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また借入実行後の信用状態にも大きな変動が無く、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額をもって時価としている。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載している（上記「負債（6）長期借入金」参照）。
為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である買掛金・短期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該買掛金・短期借入金の時価に含めて記載している（上記「負債（1）買掛金、（2）短期借入金」参照）。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	252
関係会社株式	14,982

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産（3）その他有価証券」には含めていない。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	812円80銭
1 株当たり当期純利益	201円19銭

重要な後発事象に関する事項

該当事項なし。

その他の注記

記載の金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	139,860	流 動 負 債	154,817
現金及び預金	4,925	買掛金	29,144
売掛金	50,028	短期借入金	62,117
商品及び製品	24,506	1年以内返済予定の長期借入金	15,848
材料及び貯蔵品	50,403	リース債	5
未収入金	6,900	未払金	22,044
前払費用	1,245	未払揮発油税	18,647
繰延税金資産	242	未払法人税等	2,616
短期貸付金	37	未払費用	584
その他の	1,569	預り金	51
固 定 資 産	129,807	その	3,756
有 形 固 定 資 産	101,488	固 定 負 債	69,144
建物	2,618	長期借入金	49,778
油槽	3,958	リース債	10
構築物	7,334	繰延税金負債	8,926
機械装置	17,827	退職給付引当金	2,435
車両運搬具	0	特別修繕引当金	1,963
工具、器具及び備品	105	修繕引当金	5,812
土地	50,834	資産除去債	106
リース資産	15	その他	109
建設仮勘定	18,793	負 債 合 計	223,961
無 形 固 定 資 産	407	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	399	株 主 資 本	43,838
その他の	7	資本金	24,467
投資その他の資産	27,911	資本剰余金	7,381
投資有価証券	1,232	資本準備金	7,381
関係会社株式	26,031	利益剰余金	13,787
長期貸付金	872	その他利益剰余金	13,787
その他	188	繰越利益剰余金	13,787
貸倒引当金	△413	自己株式	△1,797
資 産 合 計	269,668	評価・換算差額等	1,867
		その他有価証券評価差額金	△65
		土地再評価差額金	1,932
		純 資 産 合 計	45,706
		負債・純資産合計	269,668

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		410,381
売 上 原 価		388,675
売 上 総 利 益		21,705
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,983
営 業 利 益		18,721
営 業 外 収 益		1,068
受 取 利 息	17	
受 取 配 当 金	192	
為 替 差 益	409	
タ ン ク 賃 貸 料	204	
そ の 他	244	
営 業 外 費 用		3,247
支 払 利 息	1,972	
タ ン ク 賃 借 料	236	
そ の 他	1,038	
経 常 利 益		16,542
特 別 利 益		1
国 庫 補 助 金 収 入	1	
特 別 損 失		163
固 定 資 産 除 却 損	155	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	7	
減 損 損 失	0	
税 引 前 当 期 純 利 益		16,380
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		2,565
法 人 税 等 調 整 額		28
当 期 純 利 益		13,787

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	24,467	9,467	8,986	18,454
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益				
欠 損 填 補		△2,086	△8,986	△11,072
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	△2,086	△8,986	△11,072
当 期 末 残 高	24,467	7,381	—	7,381

	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	△11,072	△11,072	△1,797	30,051
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益	13,787	13,787		13,787
欠 損 填 補	11,072	11,072		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	24,860	24,860	—	13,787
当 期 末 残 高	13,787	13,787	△1,797	43,838

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△249	1,932	1,682	31,734
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益				13,787
欠 損 填 補				—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	184		184	184
当 期 変 動 額 合 計	184	—	184	13,971
当 期 末 残 高	△65	1,932	1,867	45,706

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ① 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - (ア) 時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)
 - (イ) 時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……………時価法

(3) たな卸資産

- ① 商品・製品・原材料……………総平均法による原価法
- ② 貯蔵品……………移動平均法による原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

- 石油化学製品製造装置……………定率法
- 上記以外の有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりである。

- 建物及び構築物……………2～60年
- 油槽……………10～15年
- 機械装置……………2～17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

- 定額法
- 自社利用分のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法による。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付引当金の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生翌事業年度から費用処理している。

(3) 特別修繕引当金

消防法により定期開放点検が義務付けられている油槽に係る点検修理費用について、当該点検修理費用の支出見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上している。

(4) 修繕引当金

定期修理を要する機械装置の定期修理費用については、当該定期修理費用の支出見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上している。

4. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。

ただし、為替予約が付されている外貨建金銭債務については振当処理を採用している。また、金利スワップのうち、特例処理の要件を満たす取引については、当該特例処理を採用している。

5. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

7. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する債権債務

関係会社に対する短期金銭債権 960百万円

関係会社に対する長期金銭債権 866百万円

関係会社に対する短期金銭債務 23,561百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

271,746百万円

3. 保証債務

(単位：百万円)

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
Petro Progress Pte Ltd.	19,403 (50,485)	左記会社の取引債務 (極度保証額)
バイオマス燃料供給 有限責任事業組合	1,336 (3,268)	当座借越約定、輸入消費税の延納、信用状取引約定 (極度保証額)
富士石油販売(株)	180 (510)	左記会社の取引債務 (極度保証額)
従業員	21	従業員の持家資金借入債務
計	20,941	

上記の他、当社の関係会社の造船契約に係る債務支払いの一部に対して、当社が保証を行っており、保証の上限金額は4,688百万円となっている。決算日時点で当該関係会社が債務計上している金額はない。

4. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 工場財団抵当

担保に供している資産

種類	期末帳簿価額
建物	2,158百万円
油槽	3,958百万円
構築物	7,325百万円
機械装置	17,827百万円
土地	48,952百万円
小計	80,222百万円

上記に対応する債務

内容	期末残高
長期借入金 (うち一年内返済予定分)	58,826百万円 (15,248百万円)
計	58,826百万円

(2) その他

担保に供している資産

種類	期末帳簿価額
商品及び製品	19,887百万円
原材料及び貯蔵品	45,146百万円
小計	65,033百万円
上記に対応する債務	
内容	期末残高
短期借入金	16,166百万円
計	16,166百万円

5. 直接減額による圧縮記帳

国庫助成金により取得価額から控除した額

建物	120百万円
油槽	148百万円
構築物	254百万円
機械装置	1,025百万円
車輛運搬具	0百万円
工具、器具及び備品	128百万円
ソフトウェア	41百万円
保険差益により取得価額から控除した額	
機械装置	128百万円

6. 土地再評価差額金に関する注記

平成25年10月1日に行われた合併において、合併消滅会社であった旧富士石油株式会社が土地の再評価に関する法律に基づき事業用土地の再評価を実施したことにより計上した土地再評価差額金のうち、同社との合併により受け入れた金額である。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	5,390百万円
仕入高	164,191百万円
その他の営業取引高	116百万円
営業取引以外の取引高	360百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

自己株式の種類	当事業年度期首株数	当事業年度増加株数	当事業年度減少株数	当事業年度末株数
普通株式(株)	966,132	—	—	966,132
合計	966,132	—	—	966,132

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因

繰延税金資産の主な発生原因は、修繕引当金の否認及び税務上の繰越欠損金等である。

また、繰延税金負債の主な発生原因は、土地の評価差額等である。

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権の 所有割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
子会社	Petro Progress Pte Ltd.	シンガ ポール	34百万 シンガ ポールドル	海外における 原油・石油 製品の調達、 販売、委託 精製	100	—	原油の 購入	原油・石油 製品の購入	157,146	買掛金	22,124
			733千 米ドル					石油製品の 輸出	2,919	売掛金	240

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

* 1 取引価格は市場価格を勘案して価格交渉の上、決定している。

* 2 取引高及び債務残高には、消費税等は含まれていない。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額

591円92銭

1 株当たり当期純利益

178円55銭

重要な後発事象に関する事項

該当事項なし。

その他の注記

記載の金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

富士石油株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村嘉彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芦川 弘 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士石油株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士石油株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

富士石油株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村 嘉彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芦川 弘 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士石油株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等から、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役会等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築及び運用に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月15日

富士石油株式会社 監査役会

常勤監査役 荒井 隆 男 ㊟

社外監査役 山脇 康 ㊟

社外監査役 井上 毅 ㊟

社外監査役 野崎 茂 ㊟

以上

企業行動憲章

(平成25年10月1日制定)

富士石油グループが掲げる企業理念を実現するため、ここにグループ全役職員が取り組むべき「企業行動憲章」を定めます。

企業理念

エネルギーの安定供給
安全の確保と地球環境の保全
ステークホルダーとの共存共栄
活力に満ちた働きがいのある職場

安定供給

石油製品等のエネルギー資源を安定的に供給することに努めます。

安全操業および環境保全

無事故、無災害等安全操業に十分配慮して、良質な石油製品等の生産、エネルギー資源の開発に取り組むとともに、常に環境保全意識の向上を図り、自主的、積極的に環境問題に取り組みます。

社会貢献

積極的に社会貢献活動に参加し、社会の発展に寄与するよう努めます。

また、国際社会の一員として、各国、各地域の文化、宗教、慣習、言語を尊重し、各国、各地域の発展に貢献します。

法規範の遵守

国内外の法令・規則を遵守するとともに社会倫理に則って良識ある行動をとります。

反社会的勢力との関係遮断

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断します。

コミュニケーションの確保

株主、取引先、地域の方々など、広く社会とのコミュニケーションを確保し、企業情報を積極的かつ公正に開示します。

従業員の人格、個性の尊重

従業員の能力開発に努めるとともに、安全で働きやすい環境を確保し、従業員の人格、個性を尊重します。

問題への対処

経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底します。また、本憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に表明し、原因究明、再発防止に努めます。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上で自らを含めた厳正な処分を行います。

以上

株主メモ

●事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

●定時株主総会

毎年6月下旬

●期末配当金受領株主確定日

毎年3月31日

●株主名簿管理人

●特別口座 口座管理機関

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社

●株主名簿管理人事務取扱場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

●郵便物送付先及び電話照会先

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

フリーダイヤル：0120-288-324

●公告方法

電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

<http://www.foc.co.jp>

特別口座に記録された株式をお持ちの株主様へ

証券会社等の口座にて管理されていない株式は、当社がみずほ信託銀行株式会社に開設した口座（特別口座）に記録されております。

特別口座に記録されている株式の売買等を行うためには、一旦株主様ご本人名義の証券会社口座※に振替手続きを行っていただく必要があります。

なお、振替のお手続きには、みずほ信託銀行株式会社宛に「口座振替申請書」のご提出が必要となります。詳しい情報は、みずほ信託銀行株式会社のホームページをご覧ください。またはフリーダイヤル（0120-288-324）にお問い合わせください。

※口座をお持ちでない株主様はあらかじめ証券会社で口座開設のお手続きを行ってください。

富士石油株式会社

〒140-0002 東京都品川区東品川二丁目5番8号 天王洲パークサイドビル

TEL 03-5462-7761 FAX 03-5462-7815

ホームページアドレス <http://www.foc.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。